

「ICT 活用のためのリテラシー向上に関する検討会」開催要綱

1 目的

幅広い世代における ICT の活用が当たり前になる中、市民が自分たちの意思で自律的にデジタル社会と関わっていくという「デジタル・シティズンシップ」の考え方も踏まえつつ、これからのデジタル社会において求められるリテラシーの在り方や当該リテラシーを向上するための推進方策について検討することを目的とする。

2 名称

本検討会は、「ICT 活用のためのリテラシー向上に関する検討会」と称する。

3 検討事項

- (1) デジタル社会において身に付けるべきリテラシーの在り方に関する事項
- (2) 今後のデジタル社会におけるリテラシーの向上推進方策に関する事項
- (3) デジタル社会におけるリテラシーの向上推進方策の実施状況に関する事項
- (4) その他の事項

4 構成及び運営

- (1) 本検討会は、大臣官房総括審議官（情報通信担当）の会議とする。
- (2) 本検討会の構成員は、別紙 1 のとおりとする。
- (3) 本検討会には、座長及び座長が指名する座長代理を置く。
- (4) 座長は、本検討会を招集し、運営する。また、座長代理は、座長を補佐し、座長不在のときは、座長に代わって本検討会を招集し、運営する。
- (5) 座長は、必要に応じ、本検討会の構成員又はオブザーバーを追加することができる。
- (6) 座長は、必要に応じ、構成員以外の出席を求め、その意見を聴くことができる。
- (7) 座長は、必要に応じ、本検討会の下にワーキンググループを開催することができる。
- (8) その他、本検討会の運営に必要な事項は、座長が定めるところによる。

5 議事・資料等の扱い

- (1) 本検討会は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、当事者又は第三者の利益及び公共の利益を害するおそれがある場合又は座長が必要と認める場合については、非公開とする。
- (2) 本検討会で使用した資料及び議事概要は、原則として、総務省のウェブサイトに掲載し、公開する。ただし、公開することにより、当事者若しくは第三者の利益を害するおそれがある場合又は座長が必要と認める場合については、非公開とする。

6 その他

本検討会の庶務は、総務省情報流通行政局情報流通振興課情報活用支援室が行う。

「ICT 活用のためのリテラシー向上に関する検討会」構成員名簿

(敬称略、五十音順)

【構成員】

石田 幸枝	公益社団法人全国消費生活相談員協会 参与
石戸 奈々子	特定非営利活動法人 CANVAS 理事長／慶應義塾大学 教授
上沼 紫野	LM 虎ノ門南法律事務所 弁護士
齋藤 長行	仙台大学体育学部スポーツ情報マスメディア学科 教授
坂本 旬	法政大学総合情報センター所長・キャリアデザイン学部教 授
瀬尾 傑	スローニュース株式会社 代表取締役社長
豊福 晋平	国際大学グローバル・コミュニケーション・センター 准教授・ 主幹研究員
座長代理 中村 伊知哉	iU 学長
古田 大輔	ジャーナリスト／株式会社メディアコラボ 代表
安野 智子	中央大学文学部 教授
座 長 山本 龍彦	慶應義塾大学大学院法務研究科 教授

【オブザーバー】

○関係事業者

Apple Japan, Inc.

LINE ヤフー株式会社

Meta 日本法人 Facebook Japan

TikTok Japan

X Corp. Japan 株式会社

グーグル合同会社

日本マイクロソフト株式会社

○関係府省庁

こども家庭庁

デジタル庁

文部科学省

経済産業省